

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月23日（月）

委員・オブザーバー名

秋元圭吾

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」

- ・基本的には、災害時で電力使用制限等が発令されるような特殊な環境においても、小売事業者が供給力を確保する手段を用意しておくインセンティブを与えることは外部コストの内部化にあたり、原則的には適切なものと思います。また、供給力（DR等含めて）が供出されるようにするためにも、インバランス料金を高く設定することは合理的と考えられます。
- ・一方、災害時で電力使用制限等が発令されるような特殊な環境においては、電源がいくつか脱落しているという状況です。そうした場合、特に規模の小さな事業者にとって、供給力の確保において、競争上、大規模な事業者に対して劣後するということが起こるようにも思われます。そうした状況において、高いインバランス料金は、上記のように外部コストの内部化という原則的な合理性を超えて、小規模事業者にとって、不利な環境を作り出さないかという懸念が残っています。この点について見解をお聞かせ頂きたく存じます。

資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」

- ・「論点提起：ネットワークの分散化に伴う需要場所定義等の見直しについて」ですが、今回は論点提起に留まっているかと思いますが、基本的に見直しの方向性については賛成します。ただ、その方向での検討となるとは思っておりますが、公平な負担を阻害しかねないので、こういった対応において生じる費用については、一般負担ではなく、原則、特定負担になるかと考えます。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月23日（月）

牛窪 恭彦

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料5「論点提起」について

- ・ネットワーク分散化に伴い、需要場所や引込み・契約単位の在り方の見直しを行っていくことに異論ございません。
- ・資料上で挙げられた事例の多くは、再エネの拡大および有効活用や、レジリエンス強化に資するものと理解しております。
- ・一方で、EV・PHV普通充電器やデータセンターの事例については、新事業やサービスの発展の観点からも意義があるものと考えます。
- ・従いまして、本件検討にあたっては、3Eの視点に加えて、電力新事業領域の発展、サービスの多様化・高度化といった産業の活性化や、電力需要の創出といった観点もポイントになってくることと思われまます。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月23日（月）

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
大石美奈子

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方」について

- ・ p 2 の 2● のなかで、「制度設計の内容については、前回の小委において委員の皆さまから御了解いただいた」との記載がある。が、前回の委員会で発言はしなかったが、今回の論点である災害時の制度設計については、以下のように疑問をもっており、了解できるところまで至っていない。

- ① 災害は、いつ、どこで、どの規模で起こるかわからないものであり、災害の規模によって電力のひっ迫の状況は違ってくる。それなのに、最初からインバランス料金を決めておくことには違和感を持つ。そもそも、そのような緊急時であれば、発電事業者はインバランス料金にかかわらず、できるだけ供給しようと努力すべきであるし、一方、消費者の側も、できるだけ節電する、計画停電を受け入れる、など協力して緊急時を乗り越えることが基本ではないかと考える。電気は我々にとって必要不可欠なものであるからこそ、特に災害時の電気はインバランス料金に頼るのではなく、性善説と言われるかもしれないが、発電、小売り、消費者、国が協力して乗り越えるべきものとする。災害発生のような緊急時に協力をせず、火事場で儲けることしか考えない事業者については、監視等委員会ですっきり取り締まっていただく必要があると考えます。
- ② 仮に、インバランス料金の設定が一定の効果を持つとして、今回提案の200円に設定して実行する場合、その200円は、誰が負担することになるのだろうか。審議会においてはその説明はなかったように思う。仮に小売り事業者自身がその金額を飲み込むことができれば、小売り料金に転嫁はしないかもしれないが、新電力の場合はすべて自由料金メニューであり、届け出なしに、その全額か一部を消費者側に転嫁することもあり得ると考える。そこは小売り事業者任せられていると、事前説明において説明を受けた。資料3のp12にあるように、現在、いろいろな料金メニューが提

案されているが、今回の決定を受けて災害時の電気料金に転嫁する小売事業者は、前もって消費者に周知するのは当然のことであり、そのための時間も必要になると考える。「災害時は電気料金が高くなります」と小売事業者から説明を受けた消費者は、そこで、値上げをしない事業者にスイッチングをすることを検討するかもしれない。と考えると、7月からの開始については、時間的にかなり無理があるのではと思う。電力自由化の前にも、1年近くの時間をかけて消費者に通知したが、それでもなかなか理解は進まなかった。都市ガスの自由化の折も事業者は2度も自由化することの通知文書を配布したが、それでも自由料金に変わったことを理解した消費者はそれほど多くない。消費者への周知が不十分なまま進めれば契約時と話が違うなど、消費者問題や苦情につながるのではと心配する。

- ③ さらに、今回のインバランス料金は、電源とのつながりの強い旧一電や、電源を持っている事業者にとっては、あまり困った状況にはならないと考えるが、電源の公平性が確保されているとは考えにくい現状でこの制度が進むと、多くの中小の小売事業者にかなり厳しい影響が出るのではないかとということも懸念する。やっと、いろいろな市場が作られ、電源の公平性に向けて動き出そうとしているところで、実際に災害が起きた場合には耐えられなくなる中小の小売事業者が退出する可能性も大きく、電力自由化のそもそもの目的であった、消費者が自由に小売事業者や電気料金メニュー選べるという状況に反することとなるのではと心配する。加えて、今回の新型コロナウイルスの影響がどのくらいあるか未知数だが、中小事業者はかなり苦しい経営状況になるとすると、200円のインバランス料金に耐えられる企業がどれほどいるのかの心配もある。

- ・ 需要家（消費者）への説明の中身については、わかりやすく丁寧に行って欲しい。インバランス料金という言葉や中身まで理解する必要はないが、災害時は、供給側だけでなく、需要側（消費者）も協力することで、緊急時を乗りきる必要があることを消費者に伝える必要がある。DRの仕組みや、節電の必要性、災害時に備えた自家発電や蓄電池の準備など、丁寧に説明することが必要と思う。ただ単に、電気が送られてくるのを待つのではなく、節電などで、電気の需給バランスの均衡にも役立つことができるということも、ぜひ伝えて欲しいと考えます。

私自身の理解が十分ではないなかでの意見で申し訳ないですが、議論がまだ必要であり、今回、書面審議で決定すべきではないと考えます。 以上

電力・ガス基本政策小委員会（第２３回）への意見

令和２年３月２０日（金）

大橋 弘

電力・ガス基本政策小委員会（第２３回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料３「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」について

- ・電力小売全面自由化の進捗状況については、小売電気事業者の都道府県別参入数の変化を調べるなど、新たな分析の取り組みをされている点は評価できる。この方向性を維持しつつ、更に分析を深めてもらいたい。
- ・ガス小売全面自由化の進捗状況についても、関東エリアにおいて複数小売事業者の存在を関東エリアで確認した点を参考として示して頂いたが、更に意欲的な分析に取り組んでいただくことをお願いしたい。

資料５「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」について

- ・論点①—１：発送電分離後において、災害等緊急時における発送・小売の一体的な体制を整備するために行き規制の例外を明確にする必要性については賛同する。
- ・論点①—２：電源車等の燃料調達については、透明性の高い合理的な説明が求められるのではないか。平時の燃料調達の契約も災害に備えるという意味で、同様の契約であっても良いと思われるが、随意契約ではなく、一般競争入札で行われるべきではないか。この点は、石油業界における寡占化が進んでいる現下において、特に留意すべき点と思われる。
- ・論点③：インフラ種に応じて、水道のほかにも道路などの他分野でも台帳が存在するが、その形式や保管方法は各インフラ種に応じて異なるものと思われる。電力において最適な台帳及び保管の在り方を議論すべきではないか。また性能基準（リスク量）での設備管理・更新が理想だが、社会インフラ全般において、そのような考え方は確立していない。そこで電力セクターにおいて、リスク量に関する考え方をまず整理・議論することが求められるのではないか。
- ・論点提起：「一需要場所、一引き込み、一契約」の原則によらないニーズが現出する中で、そうしたニーズに対応するために、新たな制度を考える前に、現状の原則の拡大適用にて対応ができないか、を検討し、その場合の

デメリットを精査することがまずは議論のステップとして必要なのでは
ないか。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月21日
横浜国立大学 大山 力

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保のあり方について」について

- ・7月1日から施行することに異議はない。7月1日までに体制が整うように準備をお願いしたい。なお、17ページ目に記載がある「厳格な監視」についてはどのように行うのかも含めて検討していただきたい。

資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」について

- ・「論点①-2：電源車等の燃料調達」について
一般送配電事業者と地域の石油組合や石油販売業者との間で契約締結が進まないような場合にはガイドラインの策定など国がある程度関与することも検討してほしい。
- ・「論点③：既存設備の計画的な更新について」について
設備台帳については各一般送配電事業者が既に自主的に作成しているものと思う。ただ、記載内容が統一されていないのではないかとと思われるので早い時期に統一をお願いしたい。その際に、各社の記載事項の共通部分をとるのではなく、より良いものを作成できるように考えていただきたい。特に「リスク量」の統一は（研究を進めることも含めて）注意深く行ってほしい。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月20日

松村敏弘

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

総論

事務局の提案、整理は合理的で全て支持します。今後の当委員会及び他の委員会での議論のために若干のコメントを以下に申しあげます。

資料3について

・スライド13－14について

(a) この委員会でも、別の委員会でもスポットマーケットについては特定のエリアで多くの懸念が表明されている。市場分断が頻繁に起こる場合には、分断したエリアごとの状況がわかるようなデータも次回以降には示すことを検討されたい。

(b) スポット市場での取引量では流動性の高低は測れない。どれだけ市場に厚みがあるのか（需要量ないし供給量に変化したときどれだけ価格が変動するか）に関するデータも、この委員会でも次回以降には示すことを検討されたい。

(c) 資料4 出示されるインバランス改革が進展するにつれて時間前市場の重要性が増してくる。この委員会でも、次回以降、スポット以外の市場動向の情報提供も検討されたい。

資料4について

- ・今回の件も含め、また今後の改革も含め、インバランス料金制度の改革が進むにつれて、時間前をはじめとして各市場が機能することが更に重要になってくる。支配的事業者の売り惜しみなどによってインバランス料金が不必要に高騰しないかの監視がより重要になる。また先物市場の重要性も増すことになるが、支配的事業者の実質的なボイコットによって市場の流動性が著しく低くなっていないかは、エネ庁でも関心を持ち、対処していただきたい。

資料5について

・スライド11 論点①－2に関して

一般論として、競争性を確保することが、合理的な努力をしたとしても難しく、形だけ入札にしても意味のないケースでは随意契約が否定されないと理解しており、この一般的な原則に典型的に当てはまるものとしてこのケースが明示されたと理解している。更に契約相手も広義の関連会社にも当てはまらないケースが大半であると推察できるので、この整理は妥当と考える。一方競争性が十分確保出来そうなケースにまで安易に拡大されないようすべきだが、「合理的な説明が可能な範囲では」と限定されているので、複数の事業者のサプライチェーンが自然体で整備されているような需要稠密地帯に安易に拡大される懸念はないと考えるので、事務局案を支持する。

・スライド12－16 論点③に関して

事業者の合理的な計画策定の自主性を過度に制限しないように配慮すべき。短期的な収益の変動に応じて非効率的な繰り延べ等が起こらないように、長期的に合理的な、計画的な行動を促す目的で行う事に常に留意すべき。事務局の資料からは十分な配慮が伺えるので、事務局の整理で正しいと思うが、今後の制度設計で過度に事業者の行動の柔軟性を奪わないようにすべき。一方、事業者は過去疑わしい行動があった事に対応してこのような整理がされていることに留意して(自己反省して)、計画策定や会社横断的な統一的な管理に、今後も積極的に協力して欲しい。

・スライド17以降 一需要場所・一引き込み・一契約

そもそも一需要場所・一引き込み・一契約の原則がおかしい。本来は、必要な社会的費用(初期費用だけでなくランニング費用も含めて)が正しく需要家によって負担され、他者につけ回ししない適切な料金体系になっていれば、複数引き込み、複数契約を自由に選択しても基本的に問題無いはず。原則自由で保安その他の、料金体系では対応出来ない問題が生じるときのみ例外的に規制するのが本来の合理的な姿。料金体系を抜本的に変えるのは大変なことで、すぐには対応出来ないから、従来の延長線上で、ニーズのあるところに限定的に類型を定めて例外を認めるという対策にならざるを得ないかもしれないが、本来は料金体系を抜本的に変えた上で原則自由とすべきで、当面の対応も、この本来の姿を念頭に置きながら進めるべき。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月23日（月）

村松久美子

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」について

- ・災害時の市場の停止・再開基準については、事務局案に異存はなく、速やかな運用開始に向けて進めていただきたい。
- ・一般送配電事業者電源確保のためのコストを負担させるのは回避すべきだが、予測不能な災害時に結果として特定の小売事業者コスト負担を強いるのは厳しい。平時にインバランスを発生させないようにする企業努力は当然求められるべきだが、災害時は別に考えるべきではないか。
- ・需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方については、小売事業者だけでなく需要家に及ぼす影響も考慮していただきたい。以下の視点での議論が尽くされたとは言い難いのではないか。2020年7月の新制度スタートは次期尚早と言わざるを得ない。
 - ① 新しいインバランス料金制度に向けた事業者準備が間に合わない。供給力確保の手段を当年度に準備することも、需要家との交渉を行うことも制度開始前にはほぼ不可能。
 - ② 事業者準備がないままでも平時のビジネスはできるが、災害が起きた際には小売事業者のコスト負担が甚大となり、事業継続できず倒産、撤退や供給停止となる恐れがある。その場合、一般送配電事業者コストの付け回しが生じかねない。また自由化により需要家の電力調達先の選択肢がせっかく増えた状況から後退し、需要家の利便性が後退することになる。
 - ③ 新電力の小売事業者が災害時の電源復旧や送配電網復旧、需要家行動に関する情報を適切に受け取る仕組みがない中では、災害時に自社の供給先に対する需要予測を行うことはできない。その結果、インバランスを発生させないというのは極めて困難となる。

資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」について

- (1) 災害時の連携強化について

- ・復旧対応のために連携は不可欠であり、事業者が躊躇なく取り組めるよう枠組みを整えてほしい。
 - ・新電力からの支援が有効な領域もあると思うので、検討されてはいいか。（例：顧客問合せのコールセンター支援など）
 - ・枠組みに実効性を持たせるために、レジリエンスの仕組みづくりで以下のことを考慮していただきたい。
 - 平時の計画・訓練をグループ会社、協力会社を含め横断的に実施
 - 業界横断的に情報共有する仕組み構築（証券、金融業界には横断の共有掲示板の仕組みが構築されている）
 - タイミングによって意思決定すべき項目、内容、必要とされる情報が異なるので、意思決定を有効に機能させるための BCP 構築
- これらのことを考えると、災害発生時だけでなく事前計画や訓練の実施、情報共有体制構築も含めてガイドライン等で枠組みを整備していただきたい。

（２）電力データ、（３）既存設備の増強・更新計画の提出

- ・インフラ安定のためには必要なものであり、すでに一般送配電事業者で保有・整備している情報は速やかに提供できるよう、法律面で担保いただきたい。
- ・ただし法的分離に伴い様々なシステム対応ならびにシステムカットオーバー後の安定化対応負荷が増大しているところなので、負荷とのバランスを考えて計画的に進めることが望ましい。
- ・高経年化対応にはコストが相当な金額になるため、優先順位をつけて計画的に行えるように取り組んでいただきたい。一時に負荷が集中することは、結果として託送料金の値上げ、需要家のコスト負担につながる。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月15日

横山 明彦

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方」について

- ・災害時の市場の在り方及びその間のインバランス料金制度については、これまで一定期間の検討が行われてきており、十分に時間をかけて議論してきたと考えますので、災害がいつ発生するかわからない今般、2020年7月1日から、新たな枠組みを施行することに賛成します。

資料5「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計」について

- ・論点①－1 関係で、一般送配電事業者が、災害等の緊急時（省令等では、災害その他非常の場合において）に発電・小売事業者と連携するとは、具体的にはどのような災害等を指すのか、また見込まれる時を指すのか、どのような場合に問題となるのか、ガイドラインで具体的に例をあげておく方がよいのではないかと思います。
- ・論点③において、長期的な観点から、電気工作物を計画的に更新することは毎年の工事量の平準化など様々な工事にかかわる点からも重要なことと思います。このように、これまで事業者が行っていたことを、国も適切な設備更新を管理することになる以上、一般送配電事業者がその更新費用を適切に託送料金に算入することを国が後押しするようになることをお願いしたいと思います。
- ・論点③関係で、スライド17に示してあります、デジタル変電所におけるアセットマネジメント高度化という技術開発は今後極めて重要なもので、設備ごとのデータだけでなく、変電所のさまざまな設備の設備状況データを、全ネットワーク内で統合化したデータベースで管理し、設備を統合的にマネジメントしていくことが今後のアセットマネジメントでは求められていくと思います。このような観点で、一層の研究開発の支援をお願いしたいと思います。これは、海外へのビジネス展開にもつながっていくと思います。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第２３回）への意見

令和２年３月２２日（日）

四元 弘子

電力・ガス基本政策小委員会（第２３回）資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料４「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方」について

（災害時の市場の停止・再開基準及びインバランス料金の運用開始時期について）

- ・ 災害時のインバランス料金の運用開始に関して、本年４月１日施行の改正民法との関係について言えば、定型約款が民法上明確に位置付けられたことにより、約款に基づく取引の法的安定性が増すことになり、これ自体は、事業者にとって間違いなくプラスの方向です。（すなわち、以前より法的環境は整備されたと言えます。）
- ・ 本件で、インバランス料金の見直しに伴い小売供給約款の変更を企図する事業者について、当該変更の是非は、事業者の状況と個別の約款変更の内容次第であり、一般的・抽象的に論ずることは不適當ですが、変更が合理的なものとされる余地は十分ありうるものと思われます。
- ・ 但し、当該変更が合理的であって取引相手方（需要家）に変更の効力が及ぶと法的に評価されるにせよ、緊急時対応といった特別の事情がない限り（本件は災害時対応のためのものですが、今は平時）、需要家に対しては、変更の必要性、変更内容の相当性等を予めきちんと説明（情報提供）することが望まれます。（本件は、小売事業者ごとに対応が変わりうるので、需要家にとってその必要性が高いと思われます。）
- ・ ７月１日開始とすると、諸検討は終わって、そろそろこうした具体的準備がなされる必要があるのではないかと思います。資料４の状況が仮に現状だとすると、対応状況が若干遅いのではないかという気が致します。

以上

電力・ガス基本政策小委員会（第23回）への意見

令和2年3月23日

株式会社エネット

代表取締役社長 川越 祐司

資料3「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」

2020年4月より発送電分離が開始されるにあたり、以下のとおり要望します。

前回（2019年12月24日）開催の第22回電力・ガス基本政策小委員会において発言させていただきましたとおり、送配電部門の法的分離に向けた準備の中で、2019年11月28日に東京電力エリアの高圧以上の全需要家の契約情報がプログラムの不具合により、ある小売電気事業者1社に誤提供されるというトラブルが発生しました。また、その後の対応において、各小売電気事業者へ事前連絡なく当該小売電気事業者のお客さまへ謝罪文書を送付されるという業務運営に影響を与えうる事案が発生しました。

これらはお客さまとの間でトラブルになりかねない内容であり、情報漏洩先次第では競争にも影響する大きな事象であったため、情報管理や中立性の確保に万全を期して頂くとともに、ミスやトラブルが発生した際には、小売電気事業者が混乱しないよう、責任ある対応窓口を明確化して頂くよう要望しました。

その後、2020年1月8日には、九州電力においても、発送電分離に伴うシステム変更に起因して、託送料金計算システム等のシステムトラブルが発生し、九州電力エリアのお客さまへの請求遅延や誤請求といった事象が発生しました。新電力は少人数で事業運営を行っているところも多く、今回のトラブルにより業務量が増加し、事業運営に影響を与える事象と認識しています。この対応においても、九州電力からの情報発信は、ホームページ上でのプレスリリースによる情報発信もしくは九州電力の託送ホームページ上への情報開示が中心であり、個々の小売電気事業者へは、プッシュ型でのタイムリーな情報提供がいただけない状況でした。

これらの事象も踏まえ、2020年4月1日の発送電分離が行われるにあたり、今一度、一般送配電事業者の中立性確保、及びエリア毎に小売電気事業者との間で行われている様々な業務における品質の改善や標準化、迅速な情報発信や情報管理の適切性確保を要望します。具体的には、スイッチング期間の短縮、託送手続業務における書式・フォーマット等の全国統一、自然災害やトラブル発生時における各小売電気事業者へのプッシュ型の情報発信による業務品質・迅速性の向上等を要望します。また、電力・ガス取引監視等委員会におかれましては、一般送配電事業者各社への指導をお願いいたします。

更に、今後の託送料金制度の制度設計において、例えば、小売電気事業者に対するカスタマーサティスファクション（CS）向上の指標を盛り込む等、サービス品質向上へ向けた一般送配電事業者のインセンティブの確保についてもご検討をお願いいたします。

資料4 「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」

検討されている災害時の市場の在り方は、「災害時の市場停止・再開基準」と「災害時（計画停電や電力使用制限令発令時）のインバランス料金」の2つの要素に区分されます。近年、自然災害が増加する傾向の中、「災害時の市場停止・再開基準」については事務局案の7月導入に賛成します。一方で、「災害時（計画停電や電力使用制限令発令時）のインバランス料金」の導入については、以下の課題があるため、7月に導入するのではなく、引き続き慎重に検討することを要望します。

（災害時インバランス制度の課題）

1. 災害時を含めた電源調達環境のイコールアクセス確保が必要

今回の災害時インバランス料金制度変更により、各小売電気事業者は、災害時も従来以上に、市場原理を通じて供給力を確保の努力をしていく必要性が高まります。現在、依然として、大半の電源は、旧一般電気事業者が保有しており、また、災害時は平常時以上に、新電力の電源調達手段は限られるため、制度導入に際しては災害時を含めた電源調達環境のイコールアクセスが確保されている必要があります。「旧一般電気事業者の災害時の市場支配力の行使の防止」や「卸電力取引市場への適正かつ十分な量の玉出し」について、制度導入前にルールを整理しておく必要があると考えます。

このような観点からは、「⑦適正な取引の確保が必要との御意見について(P17)」に記載されているような「自社需要の0～1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入する」といった従来措置では十分ではなく、例えば、災害時の供給力の大半を占めると考えられる旧一電が活用していなかった電源等を全量市場投入し、旧一電小売を含む全ての小売電気事業者が市場取引を通じてこうした電源へのイコールアクセスを実現する等の公平な競争環境整備の実現に向けた政策議論が不可欠であり、その上で改めて運用開始時期の議論を行うことが、新制度導入の検討の進め方として適切であると考えます。

上記の点を整理しないまま、災害時のインバランス料金制度を導入し、仮に大規模災害が発生した際に電気料金の値上げを強いられるのは、電源を持たない新電力が中心となることが想定されます。これは公平な競争とならず、全面自由化の目的のひとつである「需要家選択肢拡大」の趣旨にも大きく反すると考えます。

2. 需要家への説明及び理解促進のための十分な時間の確保が必要

災害規模や期間は災害によって異なり、計画停電を引き起こすような大規模地震等の災害は事前に予測できないため、小売電気事業者が今回の制度変更のすべてのリスクを負うことはできないものと考えられます。

各小売電気事業者は需給ひっ迫時のリスクを回避するために、「⑥どのような代替手段を取り得るか検討が必要との御意見について(P16)」にもある各種施策（DRへの取り組み等）の検討・実施を今後、時間をかけて着実に進めていく必要がありますが、計画停電を引き起こすような大規模災害はいつ発生するか分からないため、もし仮に制度導入後の比較的早い段階で予測不可能な大規模災害が発生した場合には、供給条件（料金）の変更等

を通じて需要家へそのコストを反映せざるを得ないことに留意をいただきたいと思います。

仮に、供給条件（料金）の変更等を行う場合、手段として「⑤ 需要家との協議（P16）」が挙げられていますが、需要家の理解が必要であり、今回災害時における電気事業制度の一部が変更となること、改正民法との整合性、各小売電気事業者の判断で供給条件（料金）の変更等を行う可能性があることなどについて、政府から需要家へ丁寧な事前の説明をいただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルスが流行している中、顧客への対面訪問の調整等が平常時より難しい状況下であり、平常時以上に制度導入決定から施行までの期間の確保に対する配慮をお願いします。小売電気事業者から各需要家への十分な説明期間を確保いただくことを強く要望いたします。

※「災害時のインバランス料金」の導入は、制度設計専門会合で議論された『2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）』の一部分に相当し、その実施時期を2020年7月に前倒しするものですが、新電力や再エネ事業者からは、とりわけ、予測不可能な大規模地震等の災害による計画停電発生時等において、非常に高額なインバランス料金を課すという制度の考え方に強い疑問や懸念が示されており、こうした多くの事業者の声も受けて、上記中間とりまとめについては、意見募集（～2/29）が実施されていたと認識しております。

現時点においては、意見募集の結果を踏まえて最終決定されたものではなく、「災害時のインバランス料金」の導入に対してどういう意見が提出されたかの情報提供もない状態ですので、事務局が運用開始時期の前倒しを本小委員会の書面審議で諮ることは、政策決定のプロセスとしても適切ではないと考えます。

資料 5 「強靱な電力システムの構築に向けた詳細設計について」

「論点①-1 災害等緊急時の対応に係る行為規制の例外について(P6)」にある今後、行為規制上の位置づけをガイドラインで明確化する事項の案においては、「②非常災害発生前の準備行為等」として、「大規模な供給支障に至る恐れがある場合や、台風上陸前など供給に支障が生ずることが予測できる場合、落雷等による供給支障発生時等において、旧一電の発電・送配電・小売事業者間で一体的体制を構築すること」との記載があり、また「発送電分離後の旧一般電気事業者のグループ間での連携について (P8)」においては、行為規制の例外として明確化する行為の例として、「③小売・発電事業者による送配電事業者への業務支援のために業務遂行に当たって必要な情報を共有すること」との内容が示されています。

これらの行為規制の例外により、旧一電においてのみ発電・送配電・小売の間で情報共有がなされた場合、新電力は非常時における情報水準や需要家への対応等で劣後することに繋がる恐れがあります。

非常時における供給支障が発生する恐れに関する情報や計画停電を含めた需要家の停電情報等については、一般送配電事業者から全小売電気事業者へ同じタイミングで、かつプッシュ型での情報共有を確実に実施する手段・運用方法の検討をお願いしたいと思います。

以上